

関係団体の長 あて

国土交通省不動産・建設経済局不動産業課長
(公印省略)
国土交通省不動産・建設経済局不動産市場整備課長
(公印省略)

「不動産 ID ルールガイドライン」の策定及び公表について

平素より不動産関連行政の推進にご協力頂きありがとうございます。

現在、我が国の不動産については、土地・建物いずれも、幅広い主体で用いられている番号 (ID) が存在せず、住所・地番の表記ゆれにより、同一物件か否かが直ちにはわからない点が、不動産関連情報の連携・蓄積・活用における課題となっています。

今般、国土交通省では、「不動産 ID ルール検討会」(座長：田村 幸太郎 弁護士) の中間とりまとめを踏まえて、不動産を一意に特定することができる、各不動産の共通コードとしての「不動産 ID」に係るルールを定めるとともに、その利用にあたっての留意点を解説することを目的として「不動産 ID ルールガイドライン」を別紙の通り策定・公表しました。

不動産 ID のルール整備及び活用は、情報の収集・名寄せを容易にすることで事業者の負担軽減に資するとともに、官民の各主体が保有する不動産関連情報の連携・蓄積・活用、消費者への的確な情報発信等を促進するものです。IT を活用した重要事項説明等や、行政情報の電子化といった他の施策や取組とも相まって、不動産業界全体の生産性及び消費者利便の向上等により不動産の流通・利活用を促進するとともに、今後、本格的なデジタル社会を迎えるにあたり、不動産 DX を強力に推進する上での情報基盤整備の一翼を担うことにより、不動産市場の活性化及び透明化を図る取組となることが期待されます。

不動産 ID は、官民を問わず、どなたでも原則として自由に活用していただくことができ、本ガイドラインで定めるルールに従って、不動産関連情報を保有・活用しようとする者が自ら保有する不動産関連情報に不動産 ID を紐付け、紐付けた情報を各主体・主体間で連携・蓄積・活用することで様々なメリットを発現させていくことを想定しています。

については、貴団体におきまして、会員事業者へ本ガイドラインの周知を行って頂くとともに、不動産 ID を活用した不動産業界の活性化及び透明化に向けた取組をご検討頂くなど、不動産 ID を積極的にご活用頂くようお願いいたします。

(以上)